

第10節 郵政行政の展開

1 郵政行政の推進

平成24年の郵政民営化法（平成17年法律第97号）改正により、それまで郵便のみとされていたユニバーサルサービスに、簡易な貯蓄や生命保険などの金融サービスも拡充され、これらのサービスが郵便局において一体で利用できるよう義務付けられた。一方で、インターネットの普及等による郵便物数の減少等、郵政事業を取り巻く環境が一段と厳しくなっていることや「規制改革実施計画」*1（平成25年6月14日閣議決定）において、郵便・信書便市場の活性化方策を検討することとされたことを踏まえ、総務省は、平成25年10月に郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便事業の活性化方策の在り方について、情報通信審議会に諮問した。

平成26年12月の第2次中間答申を踏まえ、総務省では、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便事業の業務範囲の拡大、標準信書便約款制度の導入、料金の届出手続の緩和を内容とする「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」をとりまとめ、第189回国会に提出し、同法律案は平成27年6月に成立、同年12月に施行された。

平成27年9月には、ユニバーサルサービスの確保方策の方向性を内容とする最終答申を受けた。最終答申では、短期的に検討すべき方策として、日本郵政・日本郵便においては経営の効率化の推進、国においては集配業務の効率化に資する環境整備など、また、中長期的に検討すべき方策として、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方などの検討が提言されている。

平成27年11月には、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の日本郵政グループ3社の株式が上場された。また、平成28年4月、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」が施行され、利用者の利便性を確保する観点から、ゆうちょ銀行の預入限度額が25年ぶり、かんぽ生命保険の加入限度額が30年ぶりに引き上げられた。

2 国際分野における郵政行政の推進

総務省は、政府の「インフラシステム輸出戦略」*2の一環として、郵便事業の近代化・高度化に取り組む新興国・途上国に対し、我が国の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、相手国の社会経済の発展や両国間の関係強化等に繋げるよう、日本型郵便インフラシステムの海外展開に取り組んでいる。この取組に当たっては、郵便業務に関する技術指導などの協力と併せて、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスを相手国に提案することによって、当該ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を図り、関連する知見を有する我が国企業の円滑な参入を促すこととしている。

具体的な展開先として、ミャンマーとの間では2014年（平成26年）4月に締結した郵便分野の覚書に基づき、同年5月から本格的な協力を開始し、送達日数の短縮など郵便品質の向上を実現している。2015年（平成27年）5月には同覚書を更新し、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスに係る日本企業の参入を支援するほか、郵便品質の向上についても、平成28年度以降ODA（政府開発援助）による技術協力プロジェクトとして継続して取り組む予定である。

また、ベトナムとの間では2015年（平成27年）1月に郵便分野における協力に関する覚書を締結し、郵便品質の向上に取り組むとともに、日本企業とベトナム郵便とのビジネスマッチングを支援し、郵便関連機器のテスト導入や、金融サービスにおけるICT導入にむけた調査に係る覚書の締結など、具体的なビジネスの結実に向けた協力を行っている。

このほか、ロシア、タイ、インドネシア、インド、チェコなどと協議を開始し、日本型郵便インフラシステムの海外展開のさらなる推進に向けて取り組んでいるところである。

さらに、国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）において、国際郵便の利用者の利便性と安全性との向上のため、2016年（平成28年）の万国郵便大会議に向けて国際郵便に関するルールづくり等を進めている。

*1 規制改革実施計画：http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/130614/item1.pdf

*2 インフラシステム輸出戦略：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai24/kettei.pdf

3 信書便事業の推進

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)により、民間事業者も行うことが可能となった*3。

信書便事業には、一般信書便役務を全国提供する一般信書便事業(図表6-10-3-1)と、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務を提供する特定信書便事業(図表6-10-3-2)*4がある。そのうち、特定信書便事業については、469者(平成28年3月末現在)が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙やぬいぐるみ等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所(全国11箇所)において開催しているほか、事業者団体と連携した講習会も実施している。また、平成28年度は、信書便法改正に伴う特定信書便事業の業務範囲の拡大や標準信書便約款制度の導入を中心に、引き続き信書便制度の周知を行うこととしている。

図表6-10-3-1 一般信書便事業

一般信書便事業(基礎的なサービス)：許可制

a. 対象サービス：長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務

b. 参入の条件：

- ・ 全国提供
- ・ 信書便差出箱の設置義務
- ・ 週6日以上での配達
- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力

図表6-10-3-2 特定信書便事業

特定信書便事業(高付加価値なサービス)：許可制

a. 対象サービス：次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

① 1号役務(3辺73cm超、重量4kg超)

② 2号役務(3時間以内)

③ 3号役務(料金800円超)

b. 参入の条件

- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力

*3 信書便事業：http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html
 *4 長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの(1号役務)、信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの(2号役務)、その料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの(3号役務)。